

幼児教育・保育の無償化について

○ ＜対象者＞

保護者がお子様をご自宅で保育できない方（お仕事等）で、
3歳児～5歳児、0歳児～2歳児（住民税非課税世帯のみ）が対象と
なります。（年齢については当該年度の4月1日時点の年齢が基準となります。）

*** 認可保育所及び、市内私立幼稚園をご利用されている場合、
一時預かり事業の利用料は無償化の対象外です。**

（市外の施設をご利用の場合は下記問い合わせ先にご確認下さい。）

○ ＜必要書類を御坊市役所に提出してください。＞

- ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ・就労証明書等（自宅で保育ができない事を証明する書類）

○ ＜無償化の対象となる限度額＞

- ・認可保育所・幼稚園を利用していない場合

3歳児～5歳児 月額37,000円を限度に無償。

0歳児～2歳児（住民税非課税世帯のみ） 月額42,000円を限度に無償。

- ・御坊市内公立幼稚園を利用している場合

保育が必要で幼稚園の預かり保育事業を利用している場合は、幼稚園
の預かり保育事業の利用料を含め、月額11,300円を限度に無償。

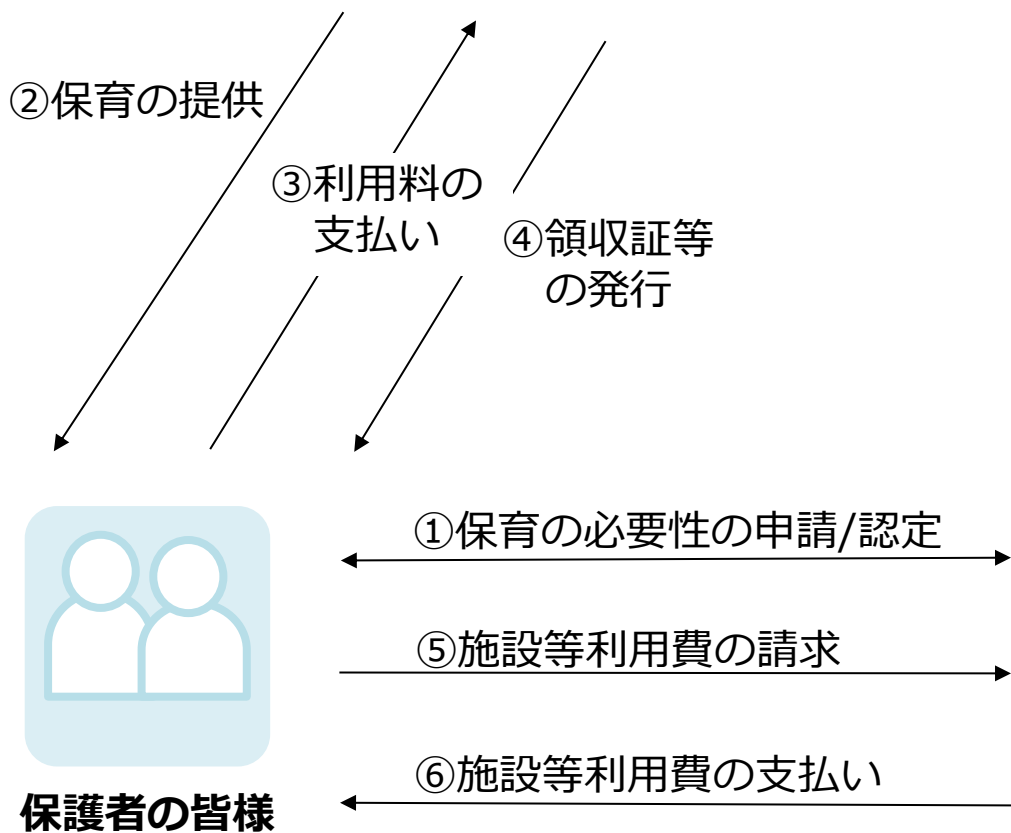
（市内私立幼稚園は、保育事業が充実しているため対象外。）

問い合わせ先：【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続について】
御坊市 福祉部 こども支援課
TEL：0738-52-5033

[基本的な手続きのイメージ：償還払い]



一時預かり事業



※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費（給食費）、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。